

島根県障がい者基本計画に関するパブリックコメント等に対する県の考え方

1. 素案の修正意見

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
1	<p>障害者権利条約について</p> <p>第1編-1の第2段落中、「障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約・・・」を、「障害者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護するための包括的かつ総合的な国際条約・・・」と修正していただきたい。</p>	<p>第1編 1の第2段落を以下のとおり修正しました。(P1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>また、国においては、平成19年に障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。</p> </td> <td> <p>また、国においては、平成19年に障がい者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>また、国においては、平成19年に障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。</p>	<p>また、国においては、平成19年に障がい者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。</p>
変更前	変更後					
<p>また、国においては、平成19年に障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。</p>	<p>また、国においては、平成19年に障がい者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。</p>					
2	<p>社会的障壁について</p> <p>社会的障壁が理解されず、多くの方が医学的障壁の考え方を持っておられるのが現状です。「障害者の権利に関する条約」に立脚し、県民にわかりやすく理解されるものとなるよう、単語の意味などの補足をする必要があるのではないかと思います。</p>	<p>第1編の最後に、社会モデルと医学モデルの違いや、社会的障壁に関して、わかりやすく解説する記述を追記しました。(P3)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">変更前</th> <th style="width: 80%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(記述なし)</td> <td> <p>社会モデルと社会的障壁</p> <p>例えば、車椅子使用者が段差のある建物を利用しづらいのは、なぜでしょうか？</p> <p>従来の障がいの捉え方は、車椅子を使用しているから（足の機能障がいがあるから）という「医学モデル」の考え方を反映したものでした。</p> <p>現在は、障がいは、本人の医学的な心身の機能障がいを指すもの（「医学モデル」）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものという「社会モデル」の考え方が反映されています。</p> <p>車椅子使用者が建物を利用しづらいのは、段差（社会的障壁）があるからであり、その障壁を取り除くことによって、障がいが解消されるということです。</p> <p>誰でも、階段やはしごがなければ2階には上がりません。階段やはしごなどの周囲の環境の社会的障壁で、できる事とできない事が変わってきます。つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障がいのある人もない人も同じ前提なのです。</p> <p>障がいのない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障がいのある人に対しては、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことが必要です。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(記述なし)	<p>社会モデルと社会的障壁</p> <p>例えば、車椅子使用者が段差のある建物を利用しづらいのは、なぜでしょうか？</p> <p>従来の障がいの捉え方は、車椅子を使用しているから（足の機能障がいがあるから）という「医学モデル」の考え方を反映したものでした。</p> <p>現在は、障がいは、本人の医学的な心身の機能障がいを指すもの（「医学モデル」）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものという「社会モデル」の考え方が反映されています。</p> <p>車椅子使用者が建物を利用しづらいのは、段差（社会的障壁）があるからであり、その障壁を取り除くことによって、障がいが解消されるということです。</p> <p>誰でも、階段やはしごがなければ2階には上がりません。階段やはしごなどの周囲の環境の社会的障壁で、できる事とできない事が変わってきます。つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障がいのある人もない人も同じ前提なのです。</p> <p>障がいのない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障がいのある人に対しては、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことが必要です。</p>
変更前	変更後					
(記述なし)	<p>社会モデルと社会的障壁</p> <p>例えば、車椅子使用者が段差のある建物を利用しづらいのは、なぜでしょうか？</p> <p>従来の障がいの捉え方は、車椅子を使用しているから（足の機能障がいがあるから）という「医学モデル」の考え方を反映したものでした。</p> <p>現在は、障がいは、本人の医学的な心身の機能障がいを指すもの（「医学モデル」）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものという「社会モデル」の考え方が反映されています。</p> <p>車椅子使用者が建物を利用しづらいのは、段差（社会的障壁）があるからであり、その障壁を取り除くことによって、障がいが解消されるということです。</p> <p>誰でも、階段やはしごがなければ2階には上がりません。階段やはしごなどの周囲の環境の社会的障壁で、できる事とできない事が変わってきます。つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障がいのある人もない人も同じ前提なのです。</p> <p>障がいのない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障がいのある人に対しては、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことが必要です。</p>					
3	<p>社会的障壁について</p> <p>外務省パンフレットに、社会的障壁とそれに対する医学的障壁の違いが分かりやすく説明されています。社会的障壁や医学的障壁の意味の説明文などが必要に思います。</p>	<p>（この項目は2の項目と重複する内容のため、ここでは記載しません。）</p>				
4	<p>障害者権利条約について</p> <p>第2編第2章 1-(2)の文中「個人の適性に応じて能力が発揮できる環境の整備を促進」という表記ですが、障害者個人の適応が基本課題だと受け止められはしないでしょうか。適応が基本課題だと受け止められると「権利条約」、また障害者基本法の立場とは異なることとなります。</p>	<p>第2編第2章 1-(2)を以下のとおり修正しました。(P11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更前</th> <th style="width: 50%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、個人の適性に応じて能力が発揮できる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。</p> </td> <td> <p>障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、一人ひとりの障がい特性や能力を活かせる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、個人の適性に応じて能力が発揮できる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。</p>	<p>障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、一人ひとりの障がい特性や能力を活かせる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。</p>
変更前	変更後					
<p>障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、個人の適性に応じて能力が発揮できる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。</p>	<p>障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、一人ひとりの障がい特性や能力を活かせる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。</p>					

1. 素案の修正意見

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方										
5	<p>合理的配慮等について</p> <p>「合理的配慮」の考え方や「共生社会」、「インクルーシブ教育」などの言葉の意味を補足で記載されると、県民のかたにも解りやすくなります。</p>	<p>第1編 2に基本理念として共生社会の実現を目指すこと掲げており、その記載を以下のとおり修正しました。(P1)</p> <table border="1" data-bbox="945 331 2069 531"> <thead> <tr> <th data-bbox="945 331 1505 368">変更前</th> <th data-bbox="1505 331 2069 368">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="945 368 1505 531">障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とします。</td> <td data-bbox="1505 368 2069 531">障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、資料編の用語解説において、以下の説明を追記します。</p> <table border="1" data-bbox="945 608 2069 858"> <thead> <tr> <th data-bbox="945 608 1093 639">変更前</th> <th data-bbox="1093 608 2069 639">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="945 639 1093 746">(記述なし)</td> <td data-bbox="1093 639 2069 746">合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去のために行う、必要かつ合理的な配慮</td> </tr> <tr> <td data-bbox="945 746 1093 858">(記述なし)</td> <td data-bbox="1093 746 2069 858">インクルーシブ教育システム 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とします。	障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。	変更前	変更後	(記述なし)	合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去のために行う、必要かつ合理的な配慮	(記述なし)	インクルーシブ教育システム 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み
変更前	変更後											
障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とします。	障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。											
変更前	変更後											
(記述なし)	合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去のために行う、必要かつ合理的な配慮											
(記述なし)	インクルーシブ教育システム 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み											
6	<p>保健・福祉教育の推進について</p> <p>生存権を含む基本的人権、立憲主義、社会保障制度と福祉制度の歴史的形成、日本国憲法の基本点等々の習熟は、第一義的に教科指導の課題です。3項の総合的学習の時間にしても人権、福祉、障がい者理解の順ではないでしょうか。これらの教科教育が、一人一人が内心の自己形成を図っていくべき倫理・道徳観の課題として先に立てるとするのは本末転倒というべきです。「思いやり」「優しさ」を育むという問題ではないのです。</p>	<p>第3編 1-(2)-②第2項目において、「障がいや障がい者に対する児童生徒の認識の実態を踏まえ、道徳、特別活動、教科指導等を通じて人権意識を高め障がいや障がい者に対する理解を深めます。」と記載しているとおり、教育活動全体を通じて人権教育を進め、障がい者理解を深めるという趣旨を述べております。</p> <p>第3項目では具体的な取組の一つとして、総合的な学習の時間において障がい者理解に関する学習や、人権や福祉に関する様々な観点からの学習を充実させ、人権意識を高め障がい者理解を深めるという趣旨で記載しております。(P16)</p>										

1. 素案の修正意見

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
7	<p>成年後見制度について</p> <p>第3編 1-(3)の「現状と課題」第4段落の「また、必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、・・・」を、例えば、「また、本人が自主選択・自己決定をなしうよう最大限の支援を行う環境整備に努めながら、必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、・・・」というように修正願います。</p> <p>また、続く「施策の基本的方向」①-3番目、「判断能力が不十分な方」は、「判断能力が低下されていると思われる方」というような表現にしたほうが良いのではないかと。</p>	<p>国における成年後見制度の「欠格条項」の見直しに向けた取組や、障害者基本法（第23条）、昨年度末に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」などを踏まえて、今後本人の意思決定支援の観点で検討が進められていくと考えられることから、第3編 1-(3)の<現状と課題>第4段落を以下のとおり修正しました。(P17)</p> <table border="1" data-bbox="943 391 2067 563"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 391 1503 422">変更前</th> <th data-bbox="1503 391 2067 422">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 422 1503 563">また、必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。</td> <td data-bbox="1503 422 2067 563">また、本人が自主選択・自己決定をなしうよう最大限の支援を行う環境整備に努めながら必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>民法に規定される成年後見制度には、「成年被後見人」「成年被保佐人」「成年被補助人」の3種類の制度があります。「事理弁識能力を欠く常況にある者」については「成年被後見人」、「事理を弁識する能力が著しく不十分である者」は「成年被保佐人」、「事理を弁識する能力が不十分である者」は「成年被補助人」の審判開始ができるとされています。「事理を弁識する能力」とは、いわゆる「判断能力」を指しており、第3編 1-(3)-①の第3項目では、民法で規定されている条文の表現で記載しています。(P17)</p>	変更前	変更後	また、必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。	また、本人が自主選択・自己決定をなしうよう最大限の支援を行う環境整備に努めながら必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。
変更前	変更後					
また、必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。	また、本人が自主選択・自己決定をなしうよう最大限の支援を行う環境整備に努めながら必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。					
8	<p>移動支援・同行援護について</p> <p>移動支援・同行援護の充実のためには、以下の点についても盛り込むことを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳等を取得した際、利用できるサービスを伝えるなど、当事者へ事業を周知する活動。 ・同行援護従事者養成研修への注力、その質の確保のため、研修講師の要件の設定。 ・歩行訓練を行える人材の継続的確保および質の確保のために、適切な人件費を含んだ委託が必要。 	<p>移動支援・同行援護をはじめとするサービス全般についての当事者への周知は重要と考えており、第3編 2-(1)の<現状と課題>に以下のとおり追記しました。(P19)</p> <table border="1" data-bbox="943 831 2067 917"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 831 1084 863">変更前</th> <th data-bbox="1084 831 2067 863">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 863 1084 917">(記述なし)</td> <td data-bbox="1084 863 2067 917">障がい福祉サービスの適切な利用のため、当事者等へサービス内容等の周知を図っていくことが必要です。</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在、県が実施する同行援護従事者養成研修の講師は、関係団体等から推薦のあった国が実施する視覚障害者移動支援従事者（同行援護事業者）資質向上研修受講者としています。ご指摘の点については今後の課題として承ります。</p> <p>歩行訓練等の生活訓練に関する事業については、委託先機関や関係者と適宜情報交換を行い、必要に応じて事業内容や経費に関する見直しを行っていきます。</p>	変更前	変更後	(記述なし)	障がい福祉サービスの適切な利用のため、当事者等へサービス内容等の周知を図っていくことが必要です。
変更前	変更後					
(記述なし)	障がい福祉サービスの適切な利用のため、当事者等へサービス内容等の周知を図っていくことが必要です。					

1. 素案の修正意見

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方								
9	<p>就労支援について</p> <p>第3編 3-(1)の表題「適性に応じた就労の促進」を、例えば、「一人一人の特性・能力を生かせる多様な就労、職場・職域の拡大」というようにしていただきたい。</p> <p>あわせて、第4段落「障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大や多様な働き方」を「・・・特性・能力を生かせる・・・」のように再考願いたい。</p>	<p>「適性に応じた就労の促進」とは、「一人ひとりの障がい特性や能力を活かした就労を促進する」ということであり、就労時のマッチング、定着に必要な要件です。ご意見を参考にし、第3編 3-(1)の〈表題〉を以下のとおり修正しました。なお、「職場・職域の拡大」は、「多様な」に包含されるものと考えます。(目次, P12, P29)</p> <table border="1" data-bbox="952 395 2072 486"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適性に応じた就労の促進</td> <td>一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、第3編 3-(1)の〈現状と課題〉第4段落を以下のとおり修正しました。(P30)</p> <table border="1" data-bbox="952 539 2072 767"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。</td> <td>これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	適性に応じた就労の促進	一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進	変更前	変更後	これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。	これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。
変更前	変更後									
適性に応じた就労の促進	一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進									
変更前	変更後									
これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。	これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。									
10	<p>リハビリテーションについて</p> <p>リハビリテーションの項目で高次脳機能障がいは例示されていますが、中途の視覚障がい者の社会復帰には早期の相談とロービジョン対策が必要です。視覚障がい者も例示してください。</p>	<p>中途の視覚障がい者など、見えづらい方にとって早期の相談やロービジョン対策は、社会復帰のために大変重要であり、医療的ケアだけでなく福祉的ケアも含むことから、第3編 2-(1)の〈現状と課題〉に記載しています。見えづらい方が地域で安心して生活できるよう、障がいの状況に応じた支援や配慮を行っていきます。(P19, P38)</p>								
11	<p>視覚障がい者誘導用ブロックについて</p> <p>視覚障がい者誘導用ブロックには、現在不適切な敷設箇所も多く見られます。点字ブロックは「安全に利用できる敷設」となっており、適切な敷設について触れられる必要があると思われます。</p>	<p>視覚障がい者誘導用ブロックについては、実際の利用者からの意見を反映させることが重要であり、設置に当たっては必ず地元身体障がい者団体等と協議を行い、適切な整備となるよう努める必要があると認識しています。第3編 5-(3)-①第1項目を以下のとおり修正しました。(P44)</p> <table border="1" data-bbox="952 1061 2072 1204"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。</td> <td>歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。	歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。				
変更前	変更後									
歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。	歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。									

1. 素案の修正意見

	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方										
12	<p>生活環境について</p> <p>第3編 5-(3)の表題「公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進」を「公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進」に修正願います。</p> <p>第3編 5-(3)-②について、歩車分離式信号機や時差式信号機は重度の視覚障がい者にとって危険な信号機です。「やさしい交通環境」という問題でなく、安全確保が喫緊の課題だという認識をぜひお持ち頂きたいと思います。</p> <p>また、3番目の項目は自転車だけの項目にまとめられていますが、自動車の法令順守とマナーの向上も、新たに起こすか、ここに組み込むか、して頂きたいと思います。</p>	<p>第3編 5-(3)の<表題>を以下のとおり修正しました。(目次, P12, P43)</p> <table border="1" data-bbox="949 309 2069 399"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進</td> <td>公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3編 5-(3)-②を以下のとおり修正しました。(P44)</p> <table border="1" data-bbox="949 472 2069 612"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります</td> <td>障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>自転車の交通ルール遵守とマナーの向上を含めた、障がい者にやさしい運転の普及に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。</td> <td>自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進	公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進	変更前	変更後	音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります	障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。	自転車の交通ルール遵守とマナーの向上を含めた、障がい者にやさしい運転の普及に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。	自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。
変更前	変更後											
公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進	公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進											
変更前	変更後											
音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります	障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。											
自転車の交通ルール遵守とマナーの向上を含めた、障がい者にやさしい運転の普及に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。	自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。											
13	<p>音響式信号機について</p> <p>音響式信号機の設置については、当事者等から要望を行っても、最終的な決定は警察により行われるため、当事者を交えて決定するなどのプロセスの透明化について盛り込むことが必要と考えます。</p>	<p>第3編 5-(3)-②を以下のとおり修正しました。(P44)</p> <table border="1" data-bbox="949 612 2069 753"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります</td> <td>障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>自転車の交通ルール遵守とマナーの向上を含めた、障がい者にやさしい運転の普及に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。</td> <td>自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります	障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。	自転車の交通ルール遵守とマナーの向上を含めた、障がい者にやさしい運転の普及に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。	自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。				
変更前	変更後											
音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者にやさしい交通環境の整備を図ります	障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。											
自転車の交通ルール遵守とマナーの向上を含めた、障がい者にやさしい運転の普及に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。	自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成29年4月1日から公道走行が可能となった、タンデム自転車の安全走行に向けた取組を進めます。											
14	<p>防犯対策の充実について</p> <p>平成28年7月に相模原殺傷事件があったこともあり、防犯体制マニュアルの例を示すなど、県として、防犯対策に対する具体的な方針を示すべきではないか。</p>	<p>第3編 5-(4)-②に以下の記載を追記しました。(P46)</p> <table border="1" data-bbox="949 858 2069 1027"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(記述なし)</td> <td>障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活ができるように、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や職員の対応に係る点検、指導を行うとともに、関係機関と地域住民との連携により安全確保体制の構築に努めます。</td> </tr> <tr> <td>(記述なし)</td> <td>不審者侵入時の対応方法について確認するため、社会福祉施設をはじめ、教育機関、事業所等からの依頼に応じて、不審者侵入対応訓練、講習等を推進します。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(記述なし)	障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活ができるように、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や職員の対応に係る点検、指導を行うとともに、関係機関と地域住民との連携により安全確保体制の構築に努めます。	(記述なし)	不審者侵入時の対応方法について確認するため、社会福祉施設をはじめ、教育機関、事業所等からの依頼に応じて、不審者侵入対応訓練、講習等を推進します。				
変更前	変更後											
(記述なし)	障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活ができるように、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や職員の対応に係る点検、指導を行うとともに、関係機関と地域住民との連携により安全確保体制の構築に努めます。											
(記述なし)	不審者侵入時の対応方法について確認するため、社会福祉施設をはじめ、教育機関、事業所等からの依頼に応じて、不審者侵入対応訓練、講習等を推進します。											

2. 施策に対する意見

	ご意見の要旨
1	島根県条例について 「障害者差別解消法」に対応した島根県条例の充実した制定をぜひ、ご検討ください。
2	選挙公報について 県や、市町村選挙の選挙公報をはじめとする情報は、点字、音声、拡大文字、テキストデータ等の当事者が必要とする媒体で提供するよう特段の配慮をしていただきたくとともに市町村へご指導ください。
3	地方公共団体の広報等について 選挙公報はもとより、地方公共団体の広報等が全ての視覚障がい者に届くよう、県から市町村並びに各機関に特段の配慮をしていただきたくご指導ください。
4	自治体等からの送付文書について 県内自治体および公的機関からの送付文書は、封筒に発信者名を点字で記載し、書類にも点字表記をするとともに、希望する人には点字版を提供するなど市町村へ対してもご指導ください。
5	視覚障がいに関する広報について 白い杖を持っておられる＝視覚障がい者という理解が不足しています。視覚障がい者への理解と適切なサポートを広げる啓発活動の継続と市町村へ向けてのご指導をお願いします。
6	学習交流の機会の拡充について 学校教育、社会教育で、視覚障がい者への理解と適切なサポートについての学習交流の機会を抜本的に拡充してください。
7	65歳以上の障がい者のサービス利用について 地方自治体や障害福祉サービス事業所には、65歳以上の視覚障がい者が障害者総合支援法に基づくサービスを受けられないと誤解している職員がいる。65歳を過ぎても障害者総合支援法によるサービスが受けられることを要望すると共に市町村への指導を要望します。
8	65歳以上の障がい者のサービス利用について 障がい者が65歳を過ぎた場合でも、介護保険のサービスだけでは不足するサービスについては、障害福祉サービスが利用できることを市町村に周知するよう特段の配慮を要望します。
9	65歳以上の障がい者のサービス利用について 障がい者が65歳を迎えると、自動的に介護保険のサービスに切り替えられたり、介護保険への切り替えを強要されることがある。こうした誤った運用を是正し、本人の意思を尊重した介護保険の申請ができるよう要望します。
10	同行援護制度について 同行援護制度を担当する自治体の職員は、この制度の理念を熟知し、利用者、ヘルパーの相談者ともなりうる人を配置するよう要望します。
11	代読・代筆サービスについて 意思疎通支援事業に視覚障がい者を対象とする代読・代筆サービスを早急に加えるように市町村にご指導願います。
12	身体障害者補助犬について 公共施設において、補助犬の受入拒否がごく当たり前のようになっています。身体障害者補助犬法、障害者差別解消法など公共施設への周知が不足しています。今後とも広報活動にご協力いただくとともに市町村自治体などへも、ご指導ください。

2. 施策に対する意見

	ご意見の要旨
13	補助犬の受入について 宿泊施設の補助犬受入セミナーなど、他県では観光の部署と一緒に、先駆的な活動をしておられます。他県に比べ本県は遅れていると思いますので、そのような取り組みをぜひ本県でもご検討ください。
14	補助犬の受入について 総合病院や個人病院などでの補助犬院内受入セミナーの開催や、補助犬同伴可ステッカーの貼付、またサービス業や飲食業などの、補助犬同伴可ステッカーの貼付を促す施策などぜひ検討していただき、また市町村へのご指導もお願いいたします。
15	福祉タクシー券の利用について 視覚障がい者は移動弱者であり、情報弱者です。福祉タクシー券の利用は県内で格差があります。地域間の格差なく制度の運用が図られるよう、島根県の責任で県内の福祉タクシー利用制度を支える制度をつくってください。
16	視覚障害生活訓練等指導員の育成について 視覚障がい者が白杖を正しく使用し、安全な歩行ができるようにするためには、訓練ないし再訓練の機会を保障することが必要である。そして、その機会を保障するため、視覚障害生活訓練等指導員（歩行訓練士）の育成を推進するよう要望します。
17	福祉タクシー券の利用について 福祉タクシー券は、地域によっては、病院とか限られた施設だけしか利用ができない。ショッピングや買い物、芸術鑑賞や音楽鑑賞、子供の学校への迎えなど、自由に使えるよう市町村へ働きかけていただきたい。
18	ガイドヘルパーについて ガイドヘルパーには、ガイドだけでなく風景や景色などや口頭による説明などを、視覚障がい者は必要としています。視覚障がい者のガイドヘルパーについて、研修会など講習の内容に取り組んでください。また、市町村にも働きかけてください。
19	日常生活用具給付事業について 日常生活用具給付事業が、日常生活用具品目一覧を参考例に自治体で円滑に実施されるよう、各市町村に働きかけてください。
20	日常生活用具給付事業について 日常生活用具のDAISY再生機について、日常生活用具の基準額が商品単価を下回っているため、自己負担金の他にその基準額と商品単価の差額も負担しなければならない。給付上限額の見直し、給付対象者の拡大を市町村に働きかけてください。
21	情報アクセシビリティの向上について ホームページにはpdfファイルなど、画像にたよった物もあり、職員に対する情報アクセシビリティ講習会などが必要に思います。
22	日常生活用具について パソコンの購入に上限10万円の補助があります。県内市町村向けに、日常生活用具の機器の説明会などの開催を要望いたします。
23	テレビの字幕音声化等の要望について 視覚障がい者が理解できるよう、テレビのニュースや緊急放送の字幕スーパーの音声化と外国語の日本語吹き替えを中央に要望しているところです。当県でも、地域放送局に関しまして同等に考えています。
24	テレビの視覚障がい向け解説放送の充実について テレビの視覚障害者向け解説放送の充実を要望します。県内基地局のある放送局などへの積極的な指導など要望するとともに、県や市町村の制作する広報番組など、入札時「テレビの視覚障害者向け解説放送」も入札項目の中に取り入れるよう要望します。

2. 施策に対する意見

	ご意見の要旨
25	スポーツ活動の支援について 当事者団体のスポーツ活動など社会参加の場を増やし、横の連携作りに県外から来られる講師の派遣制度などを取り入れてほしい。クライミングスポーツ、タンDEM自転車安全運転教室、マラソンの練習などと一緒に走る伴走ボランティアの育成など、を伸ばしてゆきたいと考えています。
26	就労支援について 視覚障がい者の就労拡大のため、行政機関を含む事業者が点字や拡大文字、あるいはパソコン等による採用試験を実施し、就労を継続するための合理的配慮の提供を行うよう要望いたします。
27	就労支援について 視覚障がい者の場合、失明して失職することが多いです。職業訓練をして現職復帰をするのが社会参加をするのに最も良いです。
28	就労支援について 行政機関はもちろんのこと、一般企業における視覚障がい者の採用及び就労機会の拡大を要望いたします。
29	就労支援について 視覚障がい者の就労機会の拡大のため、障がい者雇用の際、障がい種別による採用枠を設けて、あはき以外の一般就労の機会の少ない視覚障がい者に対するきめ細かな就業支援対策をとるよう要望します。
30	就労支援について ジョブコーチの活用、ヒューマンアシスタント制度や同行援護事業の利用など、視覚障がい者就労・就業支援策の充実を要望します。
31	在宅就労者の支援について 在宅就労者にもヒューマンアシスタント制度を導入してください。ヒューマンアシスタントは雇用に限られていますが代読・代筆や出張補助者としての人的補助が必要です。
32	あんまマッサージ指圧師の雇用について あん摩師等法19条を堅持し、視覚障がい者のあんまマッサージ指圧師が企業にヘルスキーパーとして、あるいは福祉施設に機能訓練指導員として優先的に雇用されるようお願いいたします。
33	あはき師への支援について あん摩師等法19条を死守すると共に、視覚障がいあはき師への支援策の確立や無資格医業類似行為者の取り締まり強化によって、視覚障がいあはき師の生計と職業領域が維持されるようお願いいたします。
34	無資格者への指導について 無資格業者ないし無免許者がマッサージという名称を広告しないことを指導するよう周知徹底をお願いします
35	ヒューマンアシスタント制度について 民間事業の従業員、営業者など、就労の形態に関わりなく、全ての働く視覚障がい者がヒューマンアシスタント（職場介助者）を利用できる制度の実現につきましてもご検討ください。
36	法定雇用率について 障がい者の法定雇用率が上がりますが、身体障がいとひとくくりしないで視覚障がい等障がい種別の調査をしてください。

2. 施策に対する意見

	ご意見の要旨
37	雇用率について 県が障がい区別と、職業別の雇用率を調査し公表することを要望します。
38	インクルーシブ教育の推進について インクルーシブ教育を推進するにあたり、専門性を持った教員や支援員を必要に応じて追加配置できるよう要望します。
39	ユニバーサルデザインについて ユニバーサルデザインの推進はベーシックな課題です。その認識と具体化を大いに図っていただきたいと思います。
40	バリアフリー・ユニバーサルデザインについて 視覚障がい者として、設計事務所などと一緒に当事者からの要望など、お互いが話し合える場の必要性を感じています。研修会や勉強会など、当事者団体と島根県との共同事業として考えてゆければと思います。
41	車椅子席の設置について 松江市を本拠地とするプロサッカーチーム 松江シティFCの松江市総合運動競技場の主催ゲームを車椅子観戦できるように席を設けて下さい。
42	公共施設の建築について 公共施設で建物を建築される場合、階段の段鼻、床や壁の色づかいはコントラストがはっきりする色にし、床には矢印等の表示を行い、更に節電等により照明が暗い箇所でも、弱視者が認識しやすい工夫を設計される設計事務所に検討していただきたく要望します。
43	設置基準について 公共施設や交通機関の照明・案内表示・サイン等の設置基準が、弱視者にも対応したものとなるよう要望します。
44	施設設備について エレベーターの操作パネルが、点字表示と弱視者にも見やすい表示になるよう配慮していただきたくお願いします。
45	施設設備について 視覚障がい者が安全・安心に外出できるように、公共性の高い場所では入り口に音声チャイム及び音声案内を設置すること、また、公共のトイレの個室において洗浄ボタン・非常ボタン・ペーパーホルダーの色や形状・取り付け場所を統一することを合理的配慮として要望します。
46	交通環境の整備について 歩車分離式信号機やラウンドアバウト、歩行者先行信号交差点を視覚障がい者が安全に渡れるよう、音響式信号機及びエスコートゾーンを付けるなどの対策を講じるよう要望します。
47	交通環境の整備について 夜間停止後も音響式信号機が発信機で鳴動するよう改善を要望します。
48	交通環境の整備について 音響式信号機が歩行時間延長信号機用小型送信機で稼働するよう要望します。

2. 施策に対する意見

	ご意見の要旨
49	交通環境の整備について 歩車分離式信号機などの危険な信号は、音響式信号機を標準仕様として設置するよう強く要望します。
50	交通環境の整備について 音響式信号機の設置にあたっては、見やすい高さに設置し、LED方式を採用すること、並びにパラメトリック・スピーカーを使用することを要望します。
51	交通環境の整備について 横断歩道を渡ろうとしても車が停まらないなど、信号機の無い横断歩道を渡るときに危険性を感じます。横断歩道で人が停まり、横断歩道を渡ろうとしておられるのを見たら、車は停止することの周知の必要性を感じます。
52	交通環境の整備について 視覚障がい者は音響式信号機についていない交差点や、横断歩道を渡るにしても音響式押しボタン信号機が着いていない場合、車の多い道路を横断するのにいつも危険と隣り合わせに生活しています。
53	鉄道の安全対策について 鉄道駅ホームからの転落をなくすために、利用乗客数に関わらず、全ての駅の安全対策について総点検すると共に、地域の視覚障がい者が多く利用する主要駅における転落防止柵の設置の推進を県として働きかけてください。
54	防災訓練について 地域で開催される緊急災害時などの防災訓練の参加に対し、高齢者や障がい者当事者が一緒に参加しやすい配慮をしてほしい。町内会長・福祉推進員、地域防災対策推進員などが、積極的に防災訓練の参加を促すよう普段の生活から徹底してほしい。
55	防災対策について 島根県、各自治体にあっては、実効性のある避難計画の策定と訓練、態勢整備を本格的に図ってください。
56	防災訓練について 地域の皆さまへ緊急災害時などの避難訓練に、障がい者も誘っていただきたく、お願いしている所です。防災訓練など誘っていただく事で社会参加に繋がります。また、障がいを理解するなどお互いを知るきっかけ作り、地域の横の連携づくりにも繋がってゆきます。
57	避難所の補助犬の受入について 緊急災害時避難場所など、補助犬同伴可につきまして、災害時の避難場所受け入れマニュアルなどに受け入れ義務の記載をしてください。また、市町村の関係部署にも周知していただきたくお願いいたします。